

食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成21年1月27日 20生産第5728号

第1 趣旨

世界的な穀物需給のひっ迫、原油・肥料価格の高騰、輸入食品の安全性に対する不安の増大など、わが国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中、これらの課題を乗り越えて、食料自給力・自給率の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

このため、新規転作田、水田・畑の不作付地等を有効に活用しつつ、自給率の低い大豆・麦や米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大の取組を進める必要があり、特に、緊急的に対応する必要がある平成21年産麦の生産拡大に取り組む者に対して支援を行うことにより麦の生産拡大を進め、もって食料自給力・自給率の向上を図ることとする。

第2 事業実施主体

- 1 本対策における事業実施主体は、都道府県水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の1の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）及び地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱第4の2に規定する地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。）とする。

なお、地域協議会が設置されていない地域にあっては、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体、市町村、農業委員会等により構成される協議会とする。

- 2 1のなお書きの地域協議会以外の協議会が、第3の1に定める事業を行おうとするときは、生産局長が別に定める手続きにより、運営等に係る規約等を定め、1の要件を満たすことについて、当該協議会が事務所を置く都道府県の都道府県協議会長の承認を受けなければならない。
- 3 都道府県協議会会長は、2により承認を受けた協議会が1のなお書きの要件を欠いたと認めた場合又は第3の1に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合には、生産局長が別に定めるところにより、この承認を取り消すことができる。

第3 事業の内容

1 地域協議会事業

地域協議会及び第2の2により承認を受けた協議会（以下「地域協議会等」という。）は、以下の(1)から(3)の要件を満たす者（以下「事業実施者」という。）が、麦の作付拡大を実施した面積に応じて助成金を交付するものとする。ただし、経営面積（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年6月27日農林水産省令第59号）第1条第1項に規定する「権利設定等面積」の

ことをいう。)に水田がない農業者については(2)及び(3)の要件を満たす者を事業実施者とする。

(1) 生産調整の実施

平成21年産において生産調整を実施する者であること。

(2) は種前契約の締結等

は種前契約の締結等により需要に応じた生産に取り組む者であること。

(3) 低コスト化・高品質化の推進

地域の課題を踏まえ、低コスト化や高品質化を推進する者であること。

2 都道府県協議会事業

都道府県協議会は、1の助成金の交付に要する経費について補助するものとする。

第4 事業実施期間

平成21年12月31日までとする。

第5 助成措置

1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会が第3の2の事業を実施するのに必要な資金を積み立てるため、都道府県協議会に対して助成金を交付するものとする。

2 第3の1の取組に対する助成額は、生産局長が別途定める算定方法によるものとする。

第6 業務方法書

都道府県協議会は、本対策により積み立てた資金から第3の事業にかかる助成金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長(北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)の承認を受けなければならない。

第7 実施手続き

1 事業実施計画書の作成

都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画書の重要な変更の手続きは、1の規定による手続きに準じて行われるものとする。

第8 報告

都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について、地方農政局長等に報告するものとする。

第9 推進体制等

1 農業者団体の役割

農業者団体（農業者が構成員となっている団体をいう。）は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会等の会員として一定の役割を担うものとする。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会等の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。

3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会及び地域協議会等を指導するものとする。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、本対策の実施につき、必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月27日から施行する。